

NTT西日本の活用業務認可申請に対する総務省の考え方

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から本年9月13日付けであった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項に規定する業務をいう。以下同じ。）認可申請に対する総務省の考え方は以下のとおりである。

1 申請の概要

NTT法第2条第3項第1号及び日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第3項第1号の区域を定める省令（以下「区域省令」という。）において規定されるNTT西日本の業務区域上の府県が行政区域上の府県と不一致となる区域（以下「異行政区域」という。）が存在する。

NTT西日本は、現在地域電気通信業務として電気通信役務利用放送事業者等に映像通信網サービス（※）を提供しているが、電気通信役務利用放送事業者の要望に応えるため、異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが区域省令上は異なる府県となる区域との間における映像通信網サービスの提供について、活用業務として認可の申請があったものである。

（※）映像通信網サービスとは、映像通信網（特定の周波数帯域の映像及び映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備）を使用して行う電気通信サービス（第1種、第2種、第3種、フレッツ伝送サービス等）

2 審査の基準

NTT法第2条第5項において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の活用業務に関して、

- （1） 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、
- （2） 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない

と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」という。）に則して審査を行う。

3 審査結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT西日本は、現時点で役務提供を予定している区域においては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であり、また、今後役務提供が想定される区域においては、その所要資金は最大で数億円規模であり、内部資金により賄うとしている。同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、業務の規模に照らし、既存の設備や職員に多大な負担増をもたらすものではなく、新たな技術開発を伴うものでないため、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、当該活用業務を営むことにより、NTT西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(2) 電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否か

について検討を行う。

① ステップ1 おそれの程度に関する評価

当該活用業務は、異行政区域と、行政区域上は当該異行政区域と同一の府県となるが区域省令上は異なる府県となる区域との間に限って、映像通信網サービスを提供するものである。

これは、映像通信網サービスについて、行政区域とNTT西日本の業務区域のかい離を埋めるものであり、実質的には地域電気通信業務に準じるものであることから、公正な競争の確保に支障を生ずるおそのの程度は、総じて低いと考えられる。

② ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

今般の申請において、ガイドラインの各パラメータに関してNTT西日本が講ずることとしている措置及び総務省の考え方は以下のとおりである。

(1) ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表することにより、接続等の迅速性・公平性を確保する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定に当たり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

他事業者が、市販で調達可能な局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバ、局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されている。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者が当社と同様の業務の提供が可能となるよう接続条件について当該要望事業者と協議を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本サービスの提供に使用する県間伝送路について、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成、公表し、また県間伝送路を調達する場合には、中継事業者の選定に当たり、公募により調達するとしている。

また、端末系伝送路設備及び送出装置については、提供条件が接続約款に規定される等のオープン化施策が講じられているか、あるいは、接続を要望された場合に、他事業者が同様の業務を営むことができるよう、接続条件について協議を行うとしており、透明性・公平性が確保されると考えられる。

(2) ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供に使用する県間伝送路については、光ファイバ等により構築するものであり、既に地域電気通信業務として提供している本サービスの接続に必要なインタフェース条件に変更はないことから、これまでに開示しているインタフェース条件により接続可能である。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

県間伝送路については、これまでに開示されているインタフェース条件により接続が可能となっている。

また、端末系伝送路設備及び送出装置については、既に接続に必要なインタフェース条件が開示されているか、あるいは、他事業者からの接続要望を踏まえ、必要不可欠なネットワークの情報提供を行うとしており、現時点において何らかの具体的な措置を求める必要性は認められない。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスについては、既に複数の他事業者が同様のサービスを提供していることから、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠な情報はないと考える。また、当社のOSSを必要不可欠なものとして利用することはないと考えている

他事業者が当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示に

努めており、他事業者は同様の業務の提供が可能であることから、同等性は確保されているものとする。

また、他事業者から本サービスに関する設備との接続を要望された場合には、当該要望事業者と協議を行い、接続に必要な不可欠な情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

他事業者がNTT西日本と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等に関する情報については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって開示がなされているか、あるいは、他事業者からの接続要望を踏まえ、接続に不可欠な情報の提供を行うとしている。

また、同社のOSSに依存することなく、同様のサービスを提供することが可能となっている。

以上により、現段階では所要の措置は講じられているものと考えられる。

(4) 営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないように、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図ることとする。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) I D管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等。

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

N T T西日本は、既往の措置に加え、平成22年2月の業務改善命令を踏まえ、一層の法令遵守、再発防止に努めるとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアーウォールは確保されるものと考えられる。

なお、N T T西日本が講ずることとしている措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たにファイアーウォールを確保するための措置が求められる状況が生じれば、必要に応じて所要の措置の実施を求めていく考えである。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【N T T西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内の映像通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

また、県内の映像通信網サービスに関する業務と本業務間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規

獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

【総務省の考え方】

会計分離に関しては、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、分計するとしている。また、利用者料金についてもネットワークコストと小売コストの合計額を上回るよう設定しており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

(6) 関連事業者の公平な取り扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本サービスの提供にあたっては、インタフェース条件を開示するなどオープンな接続性を確保するとともに、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を公表する考えである。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性、公平性を確保する観点から公募により調達する考えである。

なお、本サービスの提供にあたっては、関連する電気通信役務利用放送事業者と公平に対応させていただく考えである。

【総務省の考え方】

県間伝送路について、自ら構築する場合には、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成、公表する等としており、端末系伝送路設備及び送出装置については、提供条件が接続約款に規定される等のオープン化施策が講じられているか、あるいは、接続を要望された場合に、他事業者が同様の業務を営むことができるよう、接続条件について協議を行うとしている。

また、映像通信網サービスを提供する際は、関連する電気通信役務利用放送事業者と公平に対応するとしており、公平性が確保されていると考えられる。

(7) 実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、他事業者への公表時も利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に通知している。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、パラメータ1から7までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。

なお、NTT西日本は、以上のガイドラインの各パラメータに関する措置に加え、以下の措置を講ずることとしている。

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

なお、当社が放送サービスの提供主体で無いことを理解していただくために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していく考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、同社が放送サービスの提供主体で無いことに対する理解を得るために、放送サービスの提供主体が他社である旨を広告等で明記していくとしており、この取組についても注視していく。

4 今後のプロセス

寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を行い、ガイドラインで定められた標準処理期間内に認可の適否について決定し、これを公表する予定である。